

第三者行為による傷病について

(傷害等)

●加害者に請求します

第三者行為による傷病については、加害者（相手方）が医療費を負担すべきです。したがって、国民健康保険を使って治療を受けた場合、医療費の7割分（8割分）は、目黒区が立て替え、治療終了後に過失割合に応じて加害者に請求することになります。

なお、加害者への請求に当たり、特別な事情がおりになる場合は、届出書類を提出する前にお申出ください。

●国民健康保険への届出書類

第三者行為による傷病で、国民健康保険を使って治療を受けている方、これから受けようとする方は、必ず次の書類をお出してください。

①第三者行為による傷病

②念書

目黒区が被害者に代わって、保険給付の額を限度として損害場使用請求権を取得し、これを行行使することにご同意いただく書類です。

③経過記録

事故状況について、時系列で詳細に記入してください。

●示談について

これまでに保険診療をしている医療費の7割分（8割分）については、すでに損害賠償請求権を目黒区が取得しているため、今後、加害者と被害者で示談することはできません。（目黒区の損害賠償請求権について、断りなく示談をした場合は、被害者に医療費の7割分（8割分）を請求します。）

すでに示談が成立している場合には、示談解決書を添付してください。

届出後、示談する場合は内容を確認させていただきますのでご連絡ください。

●お願い

治療が終了しましたら、電話にてその旨をお知らせください。

《お問い合わせ》

目黒区役所国保年金課給付係

第三者行為担当

03-5722-9811